

2020年4月20日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2020年 税理士受験対策シリーズ 酒税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2020年 税理士受験対策シリーズ

酒税法 理論サブノート (2019年8月22日第19版発行)

ISBN978-4-86486-674-3 C1034

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P. 38 11～14行目	<p>該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。</p> <hr/> <p><b>[3] 手 続</b> (法29②、令36①) ★★</p> <p>〔2〕の規定は、移出をした酒類製造者が、当該酒類につき当該移出をした日の属する月分の期限内納税申告書に免除に係る課税標準たる数量を記載し、かつ、当該酒類の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。</p> <p>なお、当該酒類の輸出に関する明細を明らかにする方法としては、次の方法がある。</p> <p>① 通常の場合 (②以外の場合) 輸出等に係る税関長の証明書等に基づいて、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量等を帳簿に記載する方法</p> <p>② 当該酒類を輸出する前に災害その他やむを得ない事情により亡失した場合 亡失の場所の最寄りの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書に基づいて、亡失の年月日、時刻、場所及び原因、並びに亡失した酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量等を帳簿に記載する方法</p>

P. 38 15行目～	<p>[4] 延期手続</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>税法の改正に伴い削除とさせていただきます。</p>
P. 39 1行目～	<p>[5] 亡失手続</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>税法の改正に伴い削除とさせていただきます。</p>
P. 40 21行目～	<p>該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>[3] 手 続</b> (措法87の6②) ★★</p> <p>[2]の規定は、移出をした輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、当該酒類が非居住者によって一定の方法により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録を保存せず、又は当該酒類につき当該移出をした日の属する月分の期限内納税申告書に免除に係る課税標準たる数量の記載がない場合には、適用しない。</p> <p>ただし、既に即時徴収の規定の適用があった場合又は災害その他やむを得ない事情により当該酒類が非居住者によって一定の方法により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録を保存することができなかったことを当該酒類製造者が証明した場合は、この限りでない。</p>
P. 46 1～15行目	<p>該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>[5] 相続等又は合併の場合</b> (法30⑦、⑧) ★</p> <p>① 規 定</p> <p>相続又は事業譲渡により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した相続人等（相続人又は譲受者）がある場合において、その相続人等が、当該相続又は事業譲渡に係る被相続人又は譲渡者が当該製造場において製造した酒類で当該製造場から移出したものを、当該製造場に戻し入れたとき、又はその相続人等の他の酒類の製造場に移入したときは、その者を当該移出をした者とみなして、[2] (1)又は(2)の規定を適用する。</p> <p>これは、合併により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した法人がある場合について準用する。</p> <p>② 趣 旨</p> <p>相続又は事業譲渡があった場合若しくは法人が合併した場合には、相続人等又は合併後存続する法人は、被相続人又は譲渡者若しくは合併によって消滅した法人の権利義務を当然かつ包括的に承継することから、酒類の移出をした者（製造場）と戻入れをした者（製造場）が異なる場合であっても戻入れ控除を適用できるようにするため、みなし規定を設けている。</p>